

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額を納入する際、東北各県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、当村の取扱局として指定しなければなりません。右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行・郵便局を記載のうえ、当初納入するときに、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

キ
リ
ト
リ
セ
ン

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 本・支店長 様
郵便局長 様

福島県河沼郡湯川村長 三 澤 豊 隆



指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局を当村の個人村・県民税特別徴収税額の納入取扱局に指定しましたので、通知いたします。

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 口座番号 | 02290-7-961113 |
| 2 加入者名 | 湯川村会計管理者 |
| 3 取りまとめ店 | 仙台貯金事務センター(〒980-8794) |